

3つの創る

重点施策

1

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域運営組織推進事業	スマイルエ イジング	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となつて、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織の形成を推進する。 令和6年度は、地域運営組織を形成した地区に対する財政的支援・人的支援を強化する。 【地域づくり交付金】 これまでの市から地域に対して交付している補助金を一本化し、地域運営組織を形成した地域に対して一括交付することで、地域が自らの裁量で各事業への配分や用途の決定ができる仕組みとする。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R3～ R10以降	28,779	市民活動推進課
集落支援員設置事業		集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市では、「地域づくり支援員」として、地域運営組織の形成に向けた地域住民との話し合いの場や検討会の運営支援、地域運営組織形成後の事務局機能といった役割を担う。 地域づくり支援員は、各地区に1人の配置を基本とし、各地域交流センターに配置する。(計 11名配置予定)	R5～ R10以降	22,859	市民活動推進課
市民活動センター推進事業		LABV事業による新施設(アスクエア)に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的とした山陽小野田市民活動センターを設置する。 ○名 称 山陽小野田市民活動センター ○位 置 山陽小野田市中心中央二丁目3番1号(LABV事業による新施設(アスクエア)内) ○施設内容 交流ホール、会議室(1～5)、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等 ○供用開始日 令和6年4月1日 ○施設管理・運営 指定管理者(アクティオ株式会社)	R6～ R10以降	68,631	市民活動推進課
社会教育士育成事業	スマイルエ イジング	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R6年度取得予定人数:1人 (R4年度取得人数:2人、R5年度取得人数:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4～ R8	335	市民活動推進課
本山地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	8,654	市民活動推進課

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
赤崎地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	9,630	市民活動推進課
須恵地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	7,421	市民活動推進課
小野田地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	341	市民活動推進課
高泊地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	7,168	市民活動推進課
高千帆地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	7,467	市民活動推進課
高千帆地域交流センター分館管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	8,050	市民活動推進課
有帆地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	8,234	市民活動推進課
厚狭地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	430	市民活動推進課

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
出合地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	6,033	市民活動推進課
厚陽地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	5,954	市民活動推進課
埴生地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4～ R10以降	10,139	市民活動推進課
地域交流センター管理運営事業		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場であるセンター長会議を開催する。	R4～ R10以降	6,323	市民活動推進課
社会教育主事資格取得事業	スマイルエイジング	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進のため、人材確保に努める。	R2以前～ R10以降	335	社会教育課

地域を創る

(2) 災害に強いまちづくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
総合防災訓練事業		災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる。なお、令和6年度は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、しばらく実施できていなかった実動訓練を行う必要があり、感染対策に留意した実施手法を検討する必要がある。	R3以前～ R11以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、保守及び整備が必要である。	R3以前～ R11以降	8,228	総務課
防災ラジオ助成事業		FM山陽小野田（FMスマイルウェーブ）と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前から要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度から行っている。	R3以前～ R11以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業（Jアラート関係）		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種類、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時においては、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせる。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強靱化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備してきたが、その他の地域については既存放送設備を利用したFM波連携により、災害情報伝達手段を拡充するもの。また、市長若しくは副市長が、出張時に大災害に遭遇した場合、確実に指示等情報伝達が行えるよう衛星電話を整備することで、避難情報等重要事項の決定を迅速化する。	R4～ R11以降	ゼロ予算	総務課
防災気象情報システム導入・運用事業	デジタル化	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、本市は干拓地で低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R3～ R11以降	1,166	総務課
山口県防災行政無線再整備事業		山口県、各市町及び防災関係機関とが、災害時の情報収集・伝達手段の確保を目的に山口県防災行政無線を配備しているが、耐用年数経過による故障の多発や機器の部品供給が停止すること、また、第3世代自治体衛星通信機構の運用停止など、今後使用できなくなる。そのため令和4年度から県が設計業務を行ない、令和6年度に設計をもとに各市町により設置工事が始まる。	R4～ R6	17,000	総務課
自主防災組織等育成事業		自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。	R3以前～ R11以降	995	総務課

地域を創る

(2) 災害に強いまちづくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域防災訓練事業		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R3以前～ R11以降	1,100	総務課
防災士育成事業		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する。	R3以前～ R11以降	130	総務課
刈屋漁港海岸保全施設整備事業		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R3以前～ R11以降	111,000	農林水産課
危険ため池改修事業		市内には、危険ため池に指定されたため池が5箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、順次、改修していく。	R3以前～ R11以降	4,000	農林水産課
防災重点ため池等廃止事業		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されてないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が93箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R3以前～ R11以降	8,300	農林水産課
児童福祉施設等災害対策事業		令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園について、浸水対策を講じるもの。 令和7年の梅雨時期に根本的な対策ができるよう事業を進めていく。令和6年度上半期中に浸水被害の調査、浸水対策工法の検討、浸水対策設計を行い、その後浸水対策工事を施工する。 令和6年の梅雨時期については、土のうによる簡易的な対策を講じる。	R6～ R7	6,524	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田地区公立保育所整備事業		公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。	R2～ R9以降	588,608	子育て支援課
副食費増加相当額軽減事業		物価高騰下にあっても、私立保育所において、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるように、食材料費支出に係る増加相当分を支援する。	R4～ R6	3,300	子育て支援課
一時預かり事業		私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・厚陽・ねたろう)でも直営で実施している。	R1以前～ R9以降	702	子育て支援課
一時預かり事業(幼稚園型)		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	R1以前～ R9以降	1,610	子育て支援課
延長保育事業		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園	R1以前～ R9以降	12,381	子育て支援課
障がい児保育事業		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。私立保育所への補助金額は、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円と設定している。(R5～)	R1以前～ R9以降	20,804	子育て支援課
放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)		市内11小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休業期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	R1以前～ R9以降	151,714	子育て支援課
児童クラブ施設整備等事業		核家族化や共働き世帯の増加、また平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している。これにより、地区によって生じている待機児童の解消を図るため、児童クラブの拡充整備を行う。また、施設の老朽化による大規模な修繕や周辺整備、また、高学年受入のための備品整備等により、児童を安全に保育できる環境を整える。令和6年度は、高泊児童クラブのエアコンを更新し、須恵児童クラブの静養室にエアコンを設置する。また、雨漏りしている高泊児童クラブの屋根を修繕する。	R1以前～ R9以降	604	子育て支援課
病児保育事業		集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	24,998	子育て支援課
子育て短期支援事業		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	R1以前～ R9以降	248	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域子育て支援拠点事業	スマイルエ イジング	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(H29年度までは焼野保育園でも実施、R3年度より須恵保育園は休止中) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R1以前～ R9以降	25,917	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	スマイルエ イジング	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R1以前～ R9以降	20	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	スマイルエ イジング	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R1以前～ R9以降	6,751	子育て支援課
地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	スマイルエ イジング	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	768	子育て支援課
キッズファーム事業	スマイルエ イジング	子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行う。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R1以前～ R9以降	37	子育て支援課
福祉医療(乳幼児・ひとり親家庭)助成事業		乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	R1以前～ R9以降	114,896	子育て支援課
福祉医療事業(単市事業分)		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	R1以前～ R9以降	31,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。令和5年8月1日から所得制限を撤廃。	R1以前～ R9以降	131,600	子育て支援課
養育医療給付事業		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	R1以前～ R9以降	7,020	子育て支援課
入学祝金給付事業		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。また、令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても給付。	R4～ R9以降	50,770	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子育て応援ギフト事業		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々 なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充 実し、経済的支援を一体として行う。	R4～ R9以降	17,557	子育て支援 課
出産応援ギフト事業		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々 なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充 実し、経済的支援を一体として行う事業のうち、妊娠届を提出 した妊婦に出産応援ギフトを支給する。	R4～ R11以降	16,135	健康増進課
ファミリーサポートセンター 事業	スマイルエ イジング	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方とによる地域の 相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。 会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会 の開催及び広報紙の発行。	R1以前～ R9以降	307	子育て支援 課
地域組織活動育成事業	スマイルエ イジング	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童 福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を 交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R1以前～ R9以降	1,040	子育て支援 課
家庭児童相談事業		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家 庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、 子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応する ため、家庭児童相談事業を実施。	R1以前～ R9以降	70	子育て支援 課
ことばの教室(幼児部)運 営事業		ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小 野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児 部で言語指導を行う。	R1以前～ R9以降	127	子育て支援 課
妊産婦健康診査事業	スマイルエ イジング	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ね た妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及 び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を 交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後う つの予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R2以前～ R11以降	39,628	健康増進課
産前産後サポート事業(マ タニティひろば)	スマイルエ イジング	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子 育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支 援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域で の妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に 関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図 る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開 催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。	R2以前～ R11以降	296	健康増進課
母子保健健康教育事業	スマイルエ イジング	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講 話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんし ん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼 児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。	R2以前～ R11以降	252	健康増進課
発育・発達事業(療育教 室)	スマイルエ イジング	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に 不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談 等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が 育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害と の付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につな げるなどの早期の発達支援を行う。	R2以前～ R11以降	234	健康増進課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子育て世代包括支援センター(母子保健型)	スマイルエイジング	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	R2以前～ R11以降	4,310	健康増進課
産後ケア事業	スマイルエイジング	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R2以前～ R11以降	1,188	健康増進課
不妊治療費助成事業		次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	R2以前～ R10以降	1,780	健康増進課
母子保健推進員育成・活動支援事業	スマイルエイジング	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R2以前～ R11以降	532	健康増進課
妊婦歯科健康診査事業	スマイルエイジング	妊娠中の流早産の原因には様々なあるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R2以前～ R11以降	735	健康増進課
多胎妊産婦支援事業	スマイルエイジング	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4～ R11以降	95	健康増進課
新生児聴覚検査費助成事業	スマイルエイジング	聴覚検査は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるといわれている。このため、現在、全額自己負担で実施されている新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6～ R11以降	1,780	健康増進課
産科医等確保支援事業		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	R3以前～ R11以降	3,000	健康増進課
学校給食実施事業(物価高騰分)		原油価格や物価高騰の影響を受けている学校給食の食材費について、保護者の負担増を抑制するため児童生徒にかかる給食費は据置きとし、食材費の一部を支援する。	R6～ R7	43,875	学校給食センター
マタニティ・ブックスタート事業	スマイルエイジング	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R2以前～ R10以降	671	中央・厚狭図書館
児童福祉施設等災害復旧事業(補助)		令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園を復旧する。 補助対象箇所は、一時預かり室、乳児室、ほふく室及び1歳児保育室の床暖房交換とそれに伴う床の張り替え、乳児室、ほふく室のたたみ交換、遊戯室への出入口の建具不具合調整に伴う床の補修、浸水した各部屋の巾木の交換を行う。	R5～ R6	8,066	子育て支援課



ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
児童福祉施設等災害復旧 事業(単独)		令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園を復 旧する。 床上浸水した各部屋(育児相談室、事務室、医務室、廊下①、 遊戯室、2歳児保育室、4歳児保育室、廊下②)の床の張り替 えを行う。	R5～ R6	19,329	子育て支援 課

ひとを創る

(2) 学校教育の推進・小中高大の教育連携

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書整備事業		4年に1回教科書が改訂されることに伴い、改訂される全科目の教師用教科書と指導書等を整備する。また、新たに教科化された道徳・小学校英語についても教師用教科書と指導書等を整備する。購入冊数は、教師用教科書はクラス数(特別支援学級含む)とし、指導書等は、教科ごとに各学年1セットとする。	R3以前～ R11以降	16,021	学校教育課
GIGAスクール推進事業	デジタル化	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整備する。また、学校及びWi-Fi環境のない家庭のインターネットにかかる通信料を負担する。 1人1台端末環境による学びが本格化し、学校における端末活用は日常化の段階に移行しており、今後は子供の学びのDXを実現していくための支援基盤を構築することが重要と考える。そのため、県を中心に県内市町と緊密に連携しながら、GIGAスクール運営支援センターの機能強化を図る。	R3以前～ R11以降	45,502	学校教育課
外国語教育推進事業		ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施して英語教育の充実を図っている。学習指導要領が改訂されたため、平成30年度から、小学校5・6年生の「外国語」と、3・4年生の「外国語活動」の試行を始めた。令和2年度の本格実施を見据え、必要なALTを確保するため、令和元年度からALTを3人から5人に増員し、かつ処遇改善を図った。 令和5年度にALTの配置を5人から4人に減員し、ALTIによる授業補助の取組に加えて、従来からの課題である「話す」力を育てるために、1人1台端末を有効活用し、中学校1年生から3年生に英会話学習アプリ「TerraTalk(テラトーク)」を本格的に導入し英語教育の充実を図る。	R3以前～ R11以降	18,306	学校教育課
学校司書配置事業		全ての小・中学校に学校司書を配置して、学校における読書活動を推進している。読書の機会の充実による読書活動の推進や授業での学校図書館の活用促進を行うとともに、学校図書館担当教員等の資質向上を図る。	R3以前～ R11以降	37,563	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト事業	スマイルエイジング	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。 1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R3以前～ R11以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	スマイルエイジング	市民向けに行っている出前講座を子ども用アレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R3以前～ R11以降	50	学校教育課
キャリア教育推進事業		義務教育段階の子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」を育てるとともに、夢を抱かせ、更に夢を志に進化させる教育の充実を図る。 主体的に自らの未来を切り開くとともに、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもを育成するため、学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図る。 本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。	R3以前～ R11以降	660	学校教育課

ひとを創る

(2) 学校教育の推進・小中高大の教育連携

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
スマイル・サイエンス事業	理科大	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理教教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R3以前～ R11以降	617	学校教育課
小規模特認校制度導入事業		少人数ならではの温かい指導や、地域と連携した特色ある教育活動が展開されている小規模校において、教育を受けることを希望する児童生徒や保護者に対し、新たに小規模特認校制度に関する規則等を制定し、一定の条件のもとで転入学を認める小規模特認校制度を導入する。 R7年度導入予定:山陽小野田市立厚陽小中学校	R6～ R11以降	20	学校教育課

ひとを創る

(3) 「協創によるまちづくり」の担い手づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルプランナー運営事業	スマイルエ イジング	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R3以前～ R11以降	376	シティセールス課
地域交流センター社会教育推進事業	スマイルエ イジング	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管し、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」に取り組んでいる。社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実していく。	R4～ R10以降	4,217	社会教育課
子ども読書活動推進計画推進事業	スマイルエ イジング	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなかぐのおはなし会」や「乳幼児おはなし会」等を開催し、図書館での本との出会いを促進する。また、すべての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。	R2以前～ R10以降	128	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	スマイルエ イジング	令和4年度に確定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、子どもの読書活動を推進していく。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」を開催し、切れ目のない読書活動を推進する。	R2以前～ R10以降	187	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	スマイルエ イジング	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R2以前～ R10以降	16,527	中央・厚狭図書館
電子書籍購入事業	デジタル化 スマイルエ イジング	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R3～ R10以降	3,000	中央・厚狭図書館
コミュニティ・スクール推進事業	スマイルエ イジング	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進する。	R3以前～ R11以降	180	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	スマイルエ イジング	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域教育協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R3以前～ R11以降	2,827	学校教育課
地域学校協働活動推進事業	スマイルエ イジング	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R2以前～ R10以降	5,302	社会教育課
放課後子ども教室事業	スマイルエ イジング	「放課後子ども教室」を実施する。各教室に配置しているコーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R2以前～ R10以降	1,853	社会教育課

ひとを創る

(3)「協創によるまちづくり」の担い手づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
家庭教育支援事業	スマイルエ イジング	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行うとともに、学校や地域等と連携協力した家庭教育の支援を行う。	R2以前～ R10以降	424	社会教育課
家庭教育支援事業(中学校区分)	スマイルエ イジング	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。 現在、小野田中学校区に家庭教育支援チームを設置しているが、そのほかの中学校区において、チームの設置を進める。	R2以前～ R10以降	240	社会教育課

まちの価値を創る

(1) 移住・定住・交流の促進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
シティセールス推進事業	スマイルエ イジング	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R2以前～ R11以降	741	シティセール ス課
シティセールスPR強化事業	デジタル化	ロゴマークやポスターを用いたPRを継続しながら、デジタルを活用したPRを実施する。ターゲットは、本市を認知していない首都圏の方とし、本市に振り向いてもらう仕掛けとして、多くのユーザーを持つデジタル媒体でPR広告を行う。首都圏をメインターゲットとすることで、新たな交流人口の創出や関係人口、移住者獲得の促進を図る。	R2以前～ R11以降	1,111	シティセール ス課
UJIターン推進・支援事業		移住関係機関との連携強化及び多くの移住検討者との関係性構築のため、県央で共同出展する移住フェアや、ふるさと回帰支援センターが主催する移住フェア等へ積極的に参加する。移住支援員を活用した移住相談を実施して、移住検討者との関係性構築、お試し暮らしの利用促進へ繋げる。	R2以前～ R11以降	1,334	シティセール ス課
移住定住プロモーション事業		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に開設した移住定住情報ポータルサイト「SMILE LIFE」の運営を行うとともに、移住者インタビューの内容を追加するなど、様々な属性の移住検討者へマッチした多様な情報を発信していく。またリーフレットについても、公共施設や観光施設、山口宇部空港、東京や大阪の県移住相談窓口を設置するとともに、本市の魅力である「住みよさ」をPRし、本市での暮らしをイメージしやすくするツールとして窓口や移住フェアなどでの移住相談で活用し、移住定住を推進していく。	R3～ R11以降	945	シティセール ス課
スマイルシティ・ライフ体験事業		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。R6年度は、移住支援員による相談対応、情報発信を行うとともに、お試し暮らしをしっかりと移住検討者に活用してもらうため、積極的に外部に発信し、本市の認知度の向上を図る。また、お試し暮らし利用者を移住に導くためのフォローアップを行うため、市主催のオンラインセミナーを開催するなど様々な手法により移住検討者との接触を図る。	R4～ R11以降	12,428	シティセール ス課
地域おこし協力隊募集・受入事業		市内全域において、地域力の維持・強化を図るための「地域協力活動」の担い手として、地域おこし協力隊員を募集し、受け入れる。シティセールス課が隊員の受入れを希望する担当課と共同で隊員募集のPRを行うことで、地域おこし協力隊に興味を持つ方と移住希望者に向けて、一括したPRを実施するとともに、移住の前後における相談体制を提供することで、隊員の定住率の向上を目指す。	R5～ R10以降	10,421	シティセール ス課
山口東京理科大学学生定住促進事業		山口東京理科大学には市内からの進学はもとより市外、県外から多くの学生が入学してくることから、本市の住民基本台帳に登録されている学生に対して、「住まいる奨励金」として最大3万円を支給し、本市への定住促進、商業振興を図る。	R2以前～ R10以降	6,865	商工労働課

まちの価値を創る

(1) 移住・定住・交流の促進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
観光プロモーション事業		当該事業は、観光パンフレット及び観光マップ、WEBサイト及びSNS等の情報発信の媒体の中から、目的に応じ、より効果的な手法を選択した上で、本市を知ってもらい、観光誘客に繋げ、観光消費額の増加を図るものである。 令和6年度の取組は、次のとおりである。 ①山陽小野田観光協会に補助金を交付し、昨年度に引き続き、同協会Instagramを活用した「Instagramハッシュタグキャンペーン」を実施し、本市を知ってもらい、来訪を促すことに加え、今後の情報発信の強化を図る。 ②観光PR冊子を作成し、観光誘客の促進を図る。	R2以前～ R10以降	600	シティセールス課

まちの価値を創る

(2) 文化・スポーツの振興

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
文化会館改修事業		館内各所の雨漏りを解消するため、屋上防水工事を5箇年に分けて年次的に実施する(令和6年度は3期工事)。 令和6年度は、大ホールステージ上の屋上防水工事を実施する。 また、令和5年度に完了した老朽化調査及び中長期整備計画に基づき、今後の整備範囲を見定めるとともに、令和7年度以降の改修に係る予算獲得に向けて財源の確保など早急に検討を進める。	R4～ R11以降	30,545	文化スポーツ推進課
かるた振興委員会設置事業		かるた振興委員会は12名で構成されており、メンバーは、永世クイーン、元クイーン、山陽小野田かるた協会、小中学校、高校、理科大等である。 小倉百人一首かるたの普及振興及び活用に関し市民から意見を聴取することで、効果的な事業を実施するために設置している。	R3以前～ R11以降	48	文化スポーツ推進課
ガラス文化推進事業		市内外の行事等で出張ガラス体験教室を開催し、多くの人がガラス文化に興味を持つきっかけになるとともに、きららガラス未来館をPRし来館を促すことで、本市特有のガラス文化の推進を図る。 また、公共施設等に展示している市所有のガラスアート作品を定期的に展示替えを行い、市民が身近に様々なガラス作品を鑑賞する機会を提供する。	R3以前～ R11以降	382	文化スポーツ推進課
ガラスアート作品貸出し支援事業		本市のガラス文化を市内外に発信する取組の一つとして、令和4年8月から市が所蔵している竹内傳治先生のガラスアート作品13点と現代ガラス展受賞作品27点の計40点を、市内に事務所又は活動の拠点がある団体等に無料(運搬費用は有料)で貸し出している。 そのため、突発的に事業者から作品を回収する必要がある場合の運搬費用を計上する。 今後はガラスアート作品単品でも条件を満たせば、貸し出しできるよう要綱改正を行う予定である。	R4～ R11以降	50	文化スポーツ推進課
CLASS GLASS推進事業		本市では、公設ガラス工房「きららガラス未来館」の活用や全国規模の現代ガラス展を開催するなど、ガラスアートによるまちづくりに取り組んでいる。 当該施設は、指定管理により小野田ガラス㈱が運営しており、ガラス造形作家が、自身のガラス作家活動をしながら体験学習の指導等に従事している。 故に、小野田ガラス㈱と協力し、ガラスアート作品をブランド化し、販売を行うことにより、ガラスアートのまちの取組との相乗効果により、市の知名度向上に加え、ふるさと納税の増加等を図る。 なお、令和5年度からは、当該事業の主たる部分を小野田ガラス㈱に委託し、ブランドの運営・発展を推進していくこととしている。	R3以前～ R11以降	2,415	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	スマイルエイジング	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R3以前～ R11以降	635	文化スポーツ推進課
市民体育館整備事業		市民体育館の利用環境向上のため、アリーナの空調設備新設やトイレの洋式化等を行う。 令和6年度については実施設計を行う。 また、これにより避難所としての環境整備・機能向上を併せて図る。	R5～ R11以降	30,000	文化スポーツ推進課

まちの価値を創る

(2) 文化・スポーツの振興

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	スマイルエ イジング	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場をすることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R3以前～ R11以降	800	文化スポーツ推進課
パラサイクリング支援の輪拡大事業	スマイルエ イジング	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンDEM自転車体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。	R3以前～ R11以降	200	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	スマイルエ イジング	令和6年8月下旬に開幕するパリ・パラリンピックに向けて、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を強力に進めるため、市内での合宿に対する支援、市民との交流事業を実施する。	R3以前～ R11以降	1,600	文化スポーツ推進課
「地域スポーツの活性化とまちづくり」シンポジウム開催事業		中学生の運動部活動の地域移行を背景とした、市内にある様々なスポーツ団体の連携を図りたいことから、地域スポーツを取り巻く環境や将来像について意見を交わすとともに、山陽小野田市モデル構築のヒントを見出すため、(一財)自治総合センターが公募している「令和6年度シンポジウム助成事業」に応募し、採択されたことから「地域スポーツの活性化とまちづくり」に関するシンポジウムを市民館(文化ホール/定員445人)で開催する。	R6～ R6	2,334	文化スポーツ推進課
サッカー交流公園運営業務	スマイルエ イジング	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園に指定管理者制度を導入したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R3以前～ R11以降	66,626	文化スポーツ推進課

まちの価値を創る

(4) 地域経済の活力増進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
企業誘致推進事業		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。 手法として、企業訪問による優遇制度の紹介、山口県企業誘致推進連絡協議会との連携、融資制度の設定などにより、事業の推進に努める。	R2以前～ R10以降	11,243	商工労働課
工場設置奨励金等交付事業		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R2以前～ R10以降	263,605	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。 令和6年度より、指定地区の一部(旧セメント町商店街周辺)について、補助金の上限額の引き上げを行い、中心市街地の活性化を図る。	R2以前～ R10以降	3,000	商工労働課
創業支援事業		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への相談会や短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。また、「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業の証明を受けた事業者に対し、支援のための応援金を交付する。	R2以前～ R10以降	5,148	商工労働課
6次産業化・農商工連携応援事業		農林水産業従事者の高齢化が進む中で、担い手や労働力の確保が益々困難になると予想される中、農林水産業が発展していくためには、「売れる商品づくり」が必要であり、現代のニーズに合った商品開発や適切な販路開拓が課題となっている。しかし、農林水産業者は家族経営や小規模な企業が多く、消費者ニーズを踏まえた取組を単独で実施することは難しい。そこで、市内農林水産物を使用した、真に売れる新商品開発など、販路拡大までの総合的な支援を行うことで、成功事例を創出し、農林水産業全体の発展に寄与する。	R3～ R10以降	5,000	農林水産課
新規就農者支援事業		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R1以前～ R9以降	1,788	農林水産課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険医療費適正化に向けた保健事業推進支援事業	デジタル 化 スマイル エイジン グ	医療費適正化の観点から、有効な疾病予防特に保健事業の推進は必須となる。KDBデータ等のデータ分析を用い、本市特有の問題抽出の他、解決に向けた保健事業の推進強化等、専門的立場からの指導、助言体制を整える。	R6～ R8	500	保険年金課
口座振替受付事業	デジタル 化	本市における令和3年度の口座振替収納額割合は約42%であり、県内比較の結果13市中12位と低い水準にある。一方で口座振替における収納率は99%と高水準を維持していることから、納期内納付による収納率の向上を図るには更なる口座振替登録件数の増加が求められるところである。 また、県の指導助言において、収納率を担保するため収納対策の強化を図ることを求められており、早急な対応が必要となっている。 ペイジー口座振替受付サービスは、市役所の窓口にかッシュカードを持参し、専用の端末機にカードを通して暗証番号を入力するだけで、口座振替の申込みが完了するサービスである。当該サービスを導入することで、市民サービスの向上、収納手数料の削減、長期的に安定した高収納率の確保を図る。	R6～ R8	3,431	保険年金課
防災気象情報システム導入・運用事業	デジタル 化	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、本市は干拓地で低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R3～ R11以降	1,166	総務課
シティセールスPR強化事業	デジタル 化	ロゴマークやポスターを用いたPRを継続しながら、デジタルを活用したPRを実施する。ターゲットは、本市を認知していない首都圏の方とし、本市に振り向いてもらう仕掛けとして、多くのユーザーを持つデジタル媒体でPR広告を行う。首都圏をメインターゲットとすることで、新たな交流人口の創出や関係人口、移住者獲得の促進を図る。	R2以前～ R11以降	1,111	シティセールス課
下水道管理デジタル化推進事業	デジタル 化	下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。 また、地下埋設物協議のWeb受付システムを導入することにより、行政サービスの質を向上させてマンパワーが不足する工事業者の業務負担の軽減を図るとともに、職員の事務を効率化する。	R5～ R10以降	536	下水道課
GiGAスクール推進事業	デジタル 化	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整備する。また、学校及びWi-Fi環境のない家庭のインターネットにかかる通信料を負担する。 1人1台端末環境による学びが本格化し、学校における端末活用は日常化の段階に移行しており、今後は子供の学びのDXを実現していくための支援基盤を構築することが重要と考える。そのため、県を中心に県内市町と緊密に連携しながら、GiGAスクール運営支援センターの機能強化を図る。	R3以前～ R11以降	45,502	学校教育課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
学校図書システム更新事業	デジタル 化	学校図書システムの老朽化に伴い、機器の更新を行う。併せて、図書館の図書システムの統合を進めることで、学校にない本を図書館や他校から借りることを可能とするなど、学校図書館機能を充実・拡大させ、児童生徒の豊かな読書環境づくりを推進する。	R4～ R10以降	5,251	学校教育課
埴生幼稚園栄養管理事業	デジタル 化 スマイル エイジン グ	現在、埴生幼稚園では、栄養士1名が独自で献立を作成し自園調理を行っているが、幼稚園には栄養管理ソフトがないため、学校給食センターから借用したものを使用している。しかし、学校給食に対応したソフトでは、栄養価の基準値や量が幼稚園給食分とは異なるため、園児に応じた個別の数値を入力する等、安全に給食を提供するために多大な時間と労力を要している。このような状況を改善するため、幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入する。 このソフトの導入により、食物アレルギー管理の安全性を向上させることができる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4～ R9以降	47	学校教育課
小学校社会科副読本デジタル化事業	デジタル 化	小学校3・4年生の社会科学習では、地域を教材化した副読本を使用し授業を実施している。副読本「はっけん！山陽小野田」は、本市の歴史や文化・産業、主要施設など、地域の情報を掲載している。 令和5年度は新学習指導要領を踏まえて、本市の現状に合うように副読本を改訂する必要があり、この機会に、これからの学習者用デジタル教科書の導入の流れに向けて、1人1台端末を効果的に活用し、副読本のデジタル教科書化を推進する。 また、一般の大人もWebで閲覧が可能となるため、市内外の人に、本市の住みよさや歴史、文化を知ってもらい、住んでみたいと思ってもらえるよう、シティセールスのツールとして活用する。	R5～ R10以降	548	学校教育課
電子書籍購入事業	デジタル 化 スマイル エイジン グ	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R3～ R10以降	3,000	中央・厚狭図書館
人事給与システム構築・運用事業	デジタル 化	令和3年度に人事給与システムをシステム更新のタイミングに合わせクラウド化し、運用開始した。 クラウド化により国の制度等への迅速な対応が可能となり、また、安定稼働に繋がっている。 令和6年度以降も引き続き、給与制度改正への迅速な対応や、人事給与システムの安定稼働のためのシステム構築や運用保守が必要である。	R2以前～ R10以降	6,270	人事課
庶務事務システム導入事業	デジタル 化	令和4年度に、職員の休暇管理、時間外勤務手当等をデータ上で入力・処理する「庶務事務システム」を導入 当該システムの導入により、これまで紙で行ってきた業務がデータ化され、業務の迅速化やデータ活用等に繋がり、職員の負担を大幅に軽減させることができている。また、紙による人の接触機会が減るため感染症対策にも寄与している。 令和6年度以降も、公務員制度改革に合わせたシステム改修や、安定稼働のため保守等を実施しながら運用していく必要がある。	R3～ R10以降	11,352	人事課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
RPA及びAI-OCR導入・活用事業	デジタル化	他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすることができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R2～ R11以降	2,275	デジタル推進課
キャッシュレス決済事業	デジタル化	令和4年度に導入したキャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを利用することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。	R5～ R9以降	272	市民課
デジタル化推進事業	デジタル化 理科大	将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R3～ R11以降	6,200	デジタル推進課
公衆無線LAN整備事業	デジタル化	近年、スマートフォンやタブレットなどのモバイル端末の普及や、外国人旅行者の増加、災害時の情報伝達手段として公衆無線LAN(Wi-Fi)を利用できる環境の整備が求められている。しかしながら、市内にはコンビニエンスストア等の民間企業により整備された無料Wi-Fiは多数存在するものの、公が管理する施設への整備は行われていない状況である。市民及び来訪者が利用できる無料のWi-Fiを整備することは、市民等の利便性の向上に資するものであり、早急な整備を行い、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進に対応する。	R3～ R11以降	196	デジタル推進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業	デジタル化 理科大 スマイル エイジ ング	持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。将来的には、電子地域ポイントの導入も検討する。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R11以降	500	デジタル推進課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
デジタルデバйд対策事業	デジタル 化	スマートシティの推進及び自治体デジタル化の推進を図っていくに当たっては、少なからずICTに関する知識が必要となる。デジタル化を図っていく過程にあつて、国においても「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが至上命題とされているところであり、本市でも市民の方が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。 地域交流センターや地域、シルバー人材センター等と連携して、スマートフォンやインターネットの使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会等を行う。	R4～ R7	400	デジタル推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業	デジタル 化 理科大 スマイル エイジ ング	令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があつた。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用に広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R7	43,006	デジタル推進課
マイナンバーカード等交付関連事務事業	デジタル 化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きを随時行う。	R2以前～ R10以降	5,479	市民課
マイナンバーカード申請支援事業	デジタル 化	職員が、市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体、施設や外出困難者の自宅等への出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サポートを継続して行っていく。	R2以前～ R10以降	690	市民課
証明書コンビニ交付事業	デジタル 化	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。	R2以前～ R10以降	11,881	市民課
証明書等自動交付事業	デジタル 化	窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の利用促進の取扱いを本市では、令和2年2月25日から開始している。今後、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みとしてコンビニ交付は市民サービスの向上にも寄与するものであることから、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、最寄りのコンビニ等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R3～ R10以降	940	市民課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
申請書作成支援事業	デジタル 化	市民課では、令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードや運転免許証等を利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。 本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。	R3～ R10以降	436	市民課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業	デジタル 化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。 令和3年度から南支所にも統合端末等を設置し、マイナンバーカードを保有している方の住所異動等、一部の手続きを行っている。	R3～ R10以降	374	南支所
マイナンバーカード等交付 関連事務事業	デジタル 化	番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きを随時行う。 市民窓口課では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きの支援を継続することで、カードの利用促進を図る。	R2以前～ R10以降	1,017	市民窓口課
電子入札導入事業	デジタル 化	これまで入札参加者が市役所へ赴き、紙により行っていた入札をインターネットを利用した電子入札を実施することにより、事務の効率化、応札者のコスト軽減、入札参加機会の拡大などのメリットがある。 このため、電子入札システムの導入を図り、デジタル化を推進する。	R6～ R11以降	5,991	監理室
確定申告支援システムに 係る申告書データ eTAX 送信対応業務	デジタル 化	平成29年から地方自治体で受ける確定申告について、専用回線を利用してeTAXへの引継が可能になったことから、国や県より平成30年度からの電子データでのやり取りを強く求められている。現在は紙ベースであり、職員2名体制で税務署への運搬を行っている。個人番号が記載された申告書もあることから番号漏洩について細心の注意が必要であり、運搬等の作業を軽減させるためにも電子データ化に向けてシステムを構築する。	R5～ R10以降	1,188	税務課
軽自動車関係手続オンラ イン化対応事業	デジタル 化	令和4年度において、軽自動車の保有関係手続きのオンライン化に伴い、賦課業務に必要な情報を市の基幹税システムに取り込むためのシステム改修及び軽自動車税種別割の納税情報を、オンライン上で確認可能とするためのシステム改修も同時に行った。 これにより、軽自動車検査協会が軽自動車税種別割の納税情報をオンライン上で確認可能となり、口座振替者や窓口での車検用納税証明書発行業務の軽減が図られる。	R5～ R10以降	700	税務課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
軽自動車手続関係オンライン化対応事業(臨時分)	デジタル 化	令和5年1月から軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス(軽OSS)、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)が運用開始されたが、対象は軽自動車(三輪・四輪)であった。「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)において、「二輪の軽自動車(軽二輪)及び二輪の小型自動車(小型二輪)に係る軽自動車申告手続については、令和7年中にオンライン化する」と明記された。これにより、軽OSS・軽JNKSの対象に「軽二輪・小型二輪」が追加されるため、基幹税務システムの改修を行う。 また、システム障害や災害等により軽JNKSが停止したときに、メインセンタ停止時点と概ね同一のデータベースを保有するバックアップセンタに切り替えることで、平常時と同様の業務継続を可能とするシステムが構築される。そのため、バックアップセンタへ接続するため、ネットワークの設定変更を行う。	R6～ R6	1,705	税務課
預金調査電子化事業	デジタル 化	昨今のデジタル化の推進に市税滞納者の預金調査を紙媒体による調査依頼・回答形式から電子化する。 これまでの郵送による照会に比べ、格段に速報性が上がり、効果的、効率的な滞納整理を実施する。	R5～ R10以降	502	税務課
口座振替データ伝送事業	デジタル 化	これまでフロッピーディスクやDVDの持込により行ってきた口座振替データを伝送化する。 本市の全ての指定金融機関、収納代理金融機関がシステムを利用してのデータ伝送が可能となる。	R5～ R10以降	850	税務課
文書管理システム運用事業	デジタル 化	令和5年1月に導入した電子決裁機能を持つ文書管理システムの安定した運用を図る。	R3～ R10以降	7,577	総務課
戸籍システムの標準準拠システムへの移行事業	デジタル 化	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年政令第1号)において「戸籍」「戸籍の附票」が対象となる基幹業務システムとして規定されている。地方公共団体は2025年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を求められているため、令和7年度までに山陽小野田市戸籍システムを標準準拠システムへ移行する。	R6～ R7	ゼロ予算	市民課
タブレット端末導入事業	デジタル 化	国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス議会システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。	R5～ R10以降	3,006	議会事務局

3つの横断的施策

(2) 山口東京理科大学との連携

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催	理科大 スマイル エイジ ング	山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者、医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康・長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R2以前～ R10以降	500	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業	理科大 スマイル エイジ ング	スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4～ R11以降	227	健康増進課
スマイル・サイエンス事業	理科大	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R3以前～ R11以降	617	学校教育課
デジタル化推進事業	デジタル 化 理科大	将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R3～ R11以降	6,200	デジタル推進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業	デジタル 化 理科大 スマイル エイジ ング	持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。将来的には、電子地域ポイントの導入も検討する。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R11以降	500	デジタル推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業	デジタル 化 理科大 スマイル エイジ ング	令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用に広がっていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R7	43,006	デジタル推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
公立保育所運営事業	知守 食事 運動 交流		公立保育所で保育を実施する。 (日の出保育園・厚陽保育園・ねたろう保育園)	R1以前～ R9以降	48,503	子育て支援課
公立保育所運営事業(臨時)	知守 食事 運動 交流		食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。	R5～ R10以降	3,471	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	食事 交流	2-(1)	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(H29年度までは焼野保育園でも実施、R3年度より須恵保育園は休止中) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R1以前～ R9以降	25,917	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	交流	2-(1)	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R1以前～ R9以降	20	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	交流	2-(1)	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R1以前～ R9以降	6,751	子育て支援課
地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	食事 交流	2-(1)	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	768	子育て支援課
キッズファーム事業	食事 交流	2-(1)	子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行う。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R1以前～ R9以降	37	子育て支援課
伴走型相談支援事業	知守		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう経済的支援と一体化し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実する。	R4～ R11以降	3,392	健康増進課
児童館管理運営事業	交流		市内6校区(本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。	R1以前～ R9以降	42,905	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	交流	2-(1)	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	R1以前～ R9以降	307	子育て支援課
地域組織活動育成事業	交流	2-(1)	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R1以前～ R9以降	1,040	子育て支援課
児童遊園施設整備事業	運動		子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R1以前～ R9以降	526	子育て支援課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
乳児健康診査事業	知守		出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	R2以前～R11以降	6,071	健康増進課
幼児健康診査事業	知守 食事		母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	R2以前～R11以降	1,971	健康増進課
発育・発達事業	知守		母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R2以前～R11以降	200	健康増進課
妊産婦健康診査事業	知守	2-1	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R2以前～R11以降	39,628	健康増進課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付	知守		母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	R2以前～R11以降	70	健康増進課
産前産後サポート事業(マタニティひろば)	知守 交流	2-1	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。	R2以前～R11以降	296	健康増進課
母子保健健康教育事业	知守	2-1	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。	R2以前～R11以降	252	健康増進課
発育・発達事業(療育教室)	知守	2-1	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになったり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R2以前～R11以降	234	健康増進課
子育て世代包括支援センター(母子保健型)	知守	2-1	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	R2以前～R11以降	4,310	健康増進課
産後ケア事業	知守	2-1	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R2以前～R11以降	1,188	健康増進課
母子保健推進員育成・活動支援事業	交流	2-1	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R2以前～R11以降	532	健康増進課
妊婦歯科健康診査事業	食事	2-1	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R2以前～R11以降	735	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
多胎妊産婦支援事業	知守	2ー(1)	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4～ R11以降	95	健康増進課
葉酸サプリメント配布事業	知守 食事		葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障害等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまでも妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5～ R11以降	232	健康増進課
新生児聴覚検査費助成事業	知守	2ー(1)	聴覚検査は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるといわれている。このため、現在、全額自己負担で実施されている新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6～ R11以降	1,780	健康増進課
介護支援ボランティア活動事業	交流		第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R2以前～ R10以降	2,828	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業	交流		第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R2以前～ R10以降	303	高齢福祉課
高齢者団体の活性化(老人クラブ等)	交流		単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	R2以前～ R10以降	1,347	高齢福祉課
生きがいと健康づくり推進事業	交流		市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいを持ち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	R2以前～ R10以降	1,800	高齢福祉課
生活支援サービスの体制整備事業	交流		単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に「第二層協議体」を小学校区(埴生・津布田は1か所)毎に設置する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	R2以前～ R10以降	9,425	高齢福祉課
高齢者緊急時見守り事業(地域支援事業:任意事業)	交流		高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	R2以前～ R10以降	6,121	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業	知守 運動 交流		第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	R2以前～ R10以降	1,059	高齢福祉課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
地域介護予防活動支援事業	知守 運動 交流		生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。	R2以前～ R10以降	619	高齢福祉課
介護予防把握事業	知守		訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。	R2以前～ R10以降	142	高齢福祉課
認知症サポーター養成事業	知守		今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症を正しく理解し地域で支える認知症サポーター養成講座や、認知症サポーター養成講座修了者に対する認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症を自分の問題として捉え、地域全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	R2以前～ R10以降	119	高齢福祉課
石丸総合館管理運営事業	知守 運動 交流		地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	R2以前～ R10以降	3,008	市民活動推進課
民生委員・児童委員活動支援事業	交流		民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	R2以前～ R10以降	16,285	社会福祉課
国民健康保険特定健診事業	知守		被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健指導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。 なお、特定健診受診者の自己負担金については、令和元年度から特別交付金(県繰入金分)により措置されるため無料とし、特定保健指導に係る利用負担金(積極的支援1,000円、動機付け支援500円)については、利用促進のため令和2年度から無料とした。 また、特定健診の未受診については、「AIを活用した行動分析等による受診勧奨」を、市と民間事業者及び国保連との委託契約により実施し、令和4年度から定期的な通院をしていることを理由に受診していない者を対象にみなし健診を実施。	R3以前～ R11以降	57,585	保険年金課
特定保健指導事業	知守		40歳以上の被保険者を対象に実施している特定健康診査の受診者の内、質問票の内容及び検査結果を基に階層化により選定した特定保健指導対象者に対して、利用勧奨を委託することで利用率の向上を目指す。また、積極的支援及び動機付け支援の保健指導も委託することで被保険者の生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。	R5～ R11以降	5,613	保険年金課
国民健康保険保健事業	知守 運動		国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 国民健康保険医療費通知事業・国民健康保険ジェネリック医薬品推進事業・国民健康保険がん検診事業・こくほシェイプアップ事業・国民健康保険はり・きゅう施術費補助事業・国保データベース(KDB)システム運用経費負担事業・医療費適正化啓発パンフレット作成事業・国民健康保険脳ドック事業・国民健康保険歯周病検診事業	R3以前～ R11以降	22,202	保険年金課
国民健康保険健康づくり補助事業	知守		国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、市補助金交付規則別表の公共的団体助成金として校区ふるさとづくり推進協議会が実施する国民健康保険健康づくり事業の経費の一部について補助金を交付する。(1団体当たりの補助金額の上限は、27,000円)	R3以前～ R11以降	297	保険年金課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジ ング	重点 施策	事業概要	事業期間	令和6年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業	知守		糖尿病性腎症は他の疾患と比較し特異に医療費が嵩む疾患であり、その予防は医療費適正化を推進する上で喫緊の課題である。国、県が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、本市の糖尿病性腎症の高リスク被保険者(対象者)を抽出し、重症化予防のための保健指導を行う。また、特定健診の結果から受診が必要な対象者に、適切な治療を継続されるよう勧奨を行う。	R3以前～ R11以降	1,997	保険年金課
国民健康保険医療費適正化に向けた保健事業推進支援事業	知守		医療費適正化の観点から、有効な疾病予防特に保健事業の推進は必須となる。KDBデータ等のデータ分析を用い、本市特有の問題抽出の他、解決に向けた保健事業の推進強化等、専門的立場からの指導、助言体制を整える。	R6～ R8	500	保険年金課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	知守 食事 運動 交流		高齢者は、健康な状態と要介護状態の間に位置し身体的機能や認知機能の低下が見られる状態、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあるため、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要である。こうした状況を踏まえ、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等に関する規程を盛り込んだ法律が令和2年4月1日から施行された。また、この事業は、令和6年度までに、すべての市区町村において実施することとなっている。具体的には、KDBシステムを活用して課題を抽出し、通いの場等で、運動、口腔、栄養、社会参加などその地域に合った内容で、フレイル予防などの健康教育や健康相談等の事業を実施する。	R3以前～ R11以降	3,405	保険年金課
被保護者健康管理支援事業	知守		生活保護利用者の健康管理を支援し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進と適正受診指導による医療扶助費の適正化を進める。なお、本事業は令和3年1月から必須事業となっており、本市においても、これまでの情報分析を踏まえて令和3年10月より事業開始。	R2以前～ R10以降	1,534	社会福祉課
健康増進計画推進事業 (健康フェスタ)	知守 食事 運動 交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、SOSかたつむりで行く会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	R2以前～ R11以降	100	健康増進課
健康増進計画推進事業 (健康増進計画推進委員会支援事業)	知守 食事 運動 交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	R2以前～ R11以降	128	健康増進課
食育推進計画の推進	食事 交流		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を生かした食育事業を展開する。また、主体的な活動ができるよう支援し、食に関するネットワークの強化を行う。	R2以前～ R10以降	247	健康増進課
食育推進会議	食事		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。第2次計画の最終評価及び第3次食育推進計画の策定を行う。	R2以前～ R10以降	130	健康増進課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催	知守		山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者、医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康で長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R2以前～ R10以降	500	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育)	知守 食事 運動 交流		市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R2以前～ R10以降	81	健康増進課
スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ	知守 食事 運動 交流		市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく)	R2以前～ R10以降	16	健康増進課
スマイルエイジング推進事業	知守 食事 運動 交流		①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。 ③スマイルエイジングの取組の進捗状況を確認し、市民の取組の経年的な評価を行うため、市民アンケートを実施し、効果的な推進を図る。	R2以前～ R10以降	820	健康増進課
スマイルエイジングウォーキング推進事業	運動		スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。庁内の関係課で構成するワーキンググループを設置し、各事業についての意見交換を行うとともに連携して事業を実施する。 ①ウォーキングに関するホームページの充実(動機づけの強化及び情報発信) ②ウォーキング講座 ③ウォーキングマップの配付 ④ウォーキングマイスターの養成・育成	R2以前～ R11以降	200	健康増進課
スマイルエイジング強化月間事業	知守 食事 運動 交流		スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につなぐ。	R2以前～ R10以降	277	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業	知守		スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4～ R11以降	227	健康増進課
食育推進会議(臨時)	食事		平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。第2次計画の最終評価及び第3次食育推進計画の策定を行う。	R6～ R6	960	健康増進課
第2次健康増進計画(中間評価)事業	知守 食事 運動 交流		平成21年度に「山陽小野田市SOS健康づくり計画(第1次山陽小野田市健康増進計画)」を策定し、平成30年度に「第2次山陽小野田市健康増進計画」を策定し、令和元年度から推進している。社会情勢や本市を取り巻く状況の変化等により、見直しを行うために、中間評価を行う。	R6～ R6	1,072	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
自殺対策事業	知守		自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(H29.7)、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。R6は計画を見直す予定。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、特にアフターコロナの今、こころの支援体制を強化する。	R2以前～ R10以降	79	健康増進課
ひきこもり支援事業	知守		ひきこもり状態にある者(半年以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点がない状態)、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者)やその家族が、地域の中で相談できる体制を整備する。	R2以前～ R10以降	2,076	健康増進課
健康推進員の養成・育成・支援	知守 食事 運動 交流		平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう	R2以前～ R10以降	226	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成・支援	食事 交流		昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	R2以前～ R10以降	864	健康増進課
健康手帳の活用	知守		自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	R2以前～ R10以降	3	健康増進課
成人保健健康教育	知守		市が主催で行う健康教育を実施する。	R2以前～ R10以降	323	健康増進課
成人健康相談事業	知守		心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。 相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	R2以前～ R10以降	215	健康増進課
成人訪問指導事業	知守		がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で非肥満者及びクレアチニン検査値・低アルブミン値で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	R2以前～ R10以降	65	健康増進課
生保等の健康診査	知守		健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う	R2以前～ R10以降	304	健康増進課
成人健康診査事業(がん検診)	知守		健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	R2以前～ R10以降	73,801	健康増進課
結核検診	知守		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	R2以前～ R10以降	1,166	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	知守		①個別の受診勧奨・再勧奨(子宮がんターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	R2以前～R10以降	1,916	健康増進課
健康マイレージ事業	知守 食事 運動 交流		本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市も一緒に行う。参加者はチャレンジシートを入手し、健康づくりを実践し、ポイントを貯める、もしくは健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)や抽選で景品が当たるという仕組み。スマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。	R2以前～R11以降	135	健康増進課
女性のがん検診普及啓発事業	知守		女性のがん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9、10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等での啓発キャンペーン②女性限定託児付の集団検診実施	R2以前～R11以降	623	健康増進課
若者健康診査	知守		健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R2以前～R10以降	994	健康増進課
定期予防接種事業	知守		予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌	R2以前～R11以降	194,192	健康増進課
ポリオ2次感染対策事業	知守		予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により、健康被害に対する給付事業を実施する。	R3以前～R11以降	2,704	健康増進課
風しん対策事業	知守		国においては、昨今の風しんの流行状況に鑑み、抗体保有率の低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした抗体検査及びその検査結果が陰性の人への予防接種を全国的に緊急に行う、感染拡大防止対策を講じることとした。風しんは妊娠中の女性が感染すると、子どもに「先天性風しん症候群」を生じる恐れがあることから、安心して子育てができる環境づくりの一端として実施する。	R2以前～R6	5,546	健康増進課
子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種事業	知守		令和3年11月26日に施行された「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正により子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が令和4年4月から再開された。これまでの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方について、公平な接種機会を確保する観点から時限的にキャッチアップ接種を行う。また、本事業の対象者の内、既に任意接種でワクチンを接種した方に対して、その費用を助成する。	R4～R6	21,228	健康増進課
AED管理事業	知守		平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置箇所を72箇所に増やし充実を図った。	R3以前～R11以降	2,001	健康増進課
#7119(救急安心センター事業)	知守		住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R3以前～R11以降	1,714	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
小児一次救急医療体制確保事業	知守		昨今、市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきた。 そのため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施することで、安心安全な医療体制を提供することができるようになった。	R4～ R11以降	2,240	健康増進課
休日救急医療対策事業	知守		山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17時までの一次救急医療を担ってもらっている。近年、外科系内科系医師の高齢化等に伴い、当番制の維持が困難になってきている。そのため、休日救急医療については、広域化を含めいずれ宇部市と協議が必要になると思われる。	R3以前～ R11以降	5,588	健康増進課
小児救急圏域医療体制確保事業	知守		宇部・小野田保健医療圏の安定的な小児救急医療体制の確保に向け、小児軽症患者の適正な受診行動の推進や救急医療従事者の負担軽減を図ることなど、将来にわたり持続可能な小児救急医療体制を確立することを目的に調査・研究等を行う小児救急地域医療学講座(山口大学実施)に対し、負担金を支出する。	R5～ R6	3,000	健康増進課
二次救急医療体制支援事業	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	R3以前～ R11以降	8,741	健康増進課
二次救急医療体制支援事業(サポート病院分)	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているので、前年度実績に応じて補助金を支出する。	R3以前～ R11以降	1,313	健康増進課
広域災害救急医療情報システム事業	知守		広域災害時や救急時に必要な医療機関の情報を提供するとともに、適切な医療機関の選定や関係機関と連携し医療法に基づく県内医療機関の医療機能情報の公表を行う	R3以前～ R11以降	3	健康増進課
地域運営組織推進事業	交流	1-(1)	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織の形成を推進する。 令和6年度は、地域運営組織を形成した地区に対する財政的支援・人的支援を強化する。 【地域づくり交付金】 これまでの市から地域に対して交付している補助金を一本化し、地域運営組織を形成した地域に対して一括交付することで、地域が自らの裁量で各事業への配分や使途の決定ができる仕組みとする。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R3～ R10以降	28,779	市民活動推進課
ふるさとづくり推進事業	交流		市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 有帆ふるさとづくり協議会に対してふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。 R6年度から創設する「地域づくり交付金(一括交付金)」に統合する対象補助金(校区ふるさとづくり協議会補助金、ほたる飼育管理助成金のみ)	R2以前～ R10以降	3,116	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業	交流		各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象:全10事業	R2以前～ R10以降	2,260	市民活動推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
自治会組織活性化事業	交流		地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。単位自治会への広報紙等の文書配布については、市広報紙の発行回数が、令和5年5月より、これまでの月2回から月1回に変更されたことにあわせて、自治会の自治会便にかかる業務軽減を目的に月2回から月1回に変更した。また、地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R2以前～ R10以降	65,120	市民活動推進課
社会教育士育成事業	交流	1-(1)	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R6年度取得予定人数:1人 (R4年度取得人数:2人、R5年度取得人数:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4～ R8	335	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業	交流		女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R2以前～ R10以降	176	市民活動推進課
多文化共生推進事業	交流		本市における外国人(主にオールドカマー)の人口は、R5.8月末時点で841人となっており、年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。 本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R3年度からは市国際交流協会が実施主体となり山陽地区で新たに日本語教室を開設したが、運営方法が課題となっている。 R6年度からは市が実施主体となり、市国際交流協会に委託することで、持続可能で安定的な教室運営を目指す。	R4～ R10以降	1,157	市民活動推進課
シティセールス推進事業	交流	3-(1)	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R2以前～ R11以降	741	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	交流		市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月中旬に、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間とし、「デジタルスタンプラリー」等のイベントを実施することで、市内全域における交流人口の増加を狙う。市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R2以前～ R10以降	5,000	シティセールス課
スマイルプランナー運営事業	交流	2-(3)	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R3以前～ R11以降	376	シティセールス課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルエイジングパーク事業	運動交流		健康寿命の延伸を目指す、スマイルエイジング事業の一環として、市内4つの公園で、ウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置をすすめ、市民の運動習慣のきっかけづくりのための環境整備を行う。これまでに3つの公園で実施している。令和4年度からは糸根公園と青年の家が立地する区域をスマイルエイジングパークと称して一体的に整備を進めている。	R2以前～R11以降	35,062	都市計画課
観光ボランティアガイド活動支援事業	交流		山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。 ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。 ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのポスピタリティ向上を図る。	R2以前～R10以降	100	シティセールス課
いじめ・不登校に対する支援事業	知守		臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。	R3以前～R11以降	21,305	学校教育課
学校給食実施事業	食事		学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員による巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。	R2以前～R10以降	137,762	学校給食センター
産生幼稚園栄養管理事業	食事		現在、産生幼稚園では、栄養士1名が独自で献立を作成し自園調理を行っているが、幼稚園には栄養管理ソフトがないため、学校給食センターから借用したものを使用している。しかし、学校給食に対応したソフトでは、栄養価の基準値や量が幼稚園給食分とは異なるため、園児に応じた個別の数値を入力する等、安全に給食を提供するために多大な時間と労力を要している。このような状況を改善するため、幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入する。 このソフトの導入により、食物アレルギー管理の安全性を向上させることができる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4～R9以降	47	学校教育課
児童生徒及び教職員健康診断事業	知守		学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を行う。	R3以前～R11以降	13,563	学校教育課
小・中学校体育振興事業	運動		学校体育の振興を図るため、小・中学校の体育連盟を通じて、小学校の陸上競技大会、中学校の県体予選等を開催する。また、両体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。	R3以前～R11以降	976	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト事業	知守	2-(2)	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。 1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R3以前～R11以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	知守	2-(2)	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R3以前～R11以降	50	学校教育課
心ときめき教室開催事業	知守		次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人々に教育活動協力者となっただき、教科書を使用した授業とは異なる多彩で活発な授業を実施する。	R3以前～R11以降	502	学校教育課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
地域交流センター社会教育推進事業	知守 交流	2-(3)	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管し、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」に取り組んでいる。社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実していく。	R4～ R10以降	4,217	社会教育課
社会教育関係団体等の育成・支援事業	交流		社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援する。 また、市条例に基づき少年団等への助成を行う。	R2以前～ R10以降	1,339	社会教育課
社会教育主事資格取得事業	交流	1-(1)	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進のため、人材確保に努める。	R2以前～ R10以降	335	社会教育課
マタニティ・ブックスタート事業	知守	2-(1)	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R2以前～ R10以降	671	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業	知守	2-(3)	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、科学を柱にした「ちっちゃなかがくのおはなし会」や「乳幼児おはなし会」等を開催し、図書館での本との出会いを促進する。また、すべての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。	R2以前～ R10以降	128	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	知守	2-(3)	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、子どもの読書活動を推進していく。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」を開催し、切れ目のない読書活動を推進する。	R2以前～ R10以降	187	中央・厚狭図書館
読書会等読書普及事業	知守		読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	R2以前～ R10以降	556	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	知守	2-(3)	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R2以前～ R10以降	16,527	中央・厚狭図書館
電子書籍購入事業	知守	2-(3)	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R3～ R10以降	3,000	中央・厚狭図書館
コミュニティ・スクール推進事業	交流	2-(3)	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールの推進する。	R3以前～ R11以降	180	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	交流	2-(3)	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域教育協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R3以前～ R11以降	2,827	学校教育課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
地域学校協働活動推進事業	交流	2-(3)	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R2以前～R10以降	5,302	社会教育課
放課後子ども教室事業	交流	2-(3)	「放課後子ども教室」を実施する。 各教室に配置しているコーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R2以前～R10以降	1,833	社会教育課
家庭教育支援事業	知守 交流	2-(3)	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行うとともに、学校や地域等と連携協力した家庭教育の支援を行う。	R2以前～R10以降	425	社会教育課
家庭教育支援事業(中学校区分)	知守 交流	2-(3)	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。 現在、小野田中学校区に家庭教育支援チームを設置しているが、そのほかの中学校区において、チームの設置を進める。	R2以前～R10以降	240	社会教育課
市民館管理運営事業(文化ホール)	交流		市民の芸術文化の振興を図り、集会等の場を提供する施設としての役割を維持するため、計画的な保守管理・修繕に努める。	R3以前～R11以降	19,298	文化スポーツ推進課
文化会館管理運営費(経常分)	交流		文化会館は、市の芸術文化の中核施設であり、今後も、多くの市民が利用できるように適切に施設の管理運営を行う。	R3以前～R11以降	43,170	文化スポーツ推進課
(主催)山口県交響楽団演奏会	交流		市民が生のおけストラ演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しむ環境づくりを推進するため、山口県交響楽団の演奏会を不二輸送機ホールで継続開催する。	R3以前～R11以降	531	文化スポーツ推進課
(主催)NHK公開番組	交流		NHK公開番組の収録が不二輸送機ホール等で事業ができるよう申請するとともに、実施が決定した際には市民が公開番組の収録に入場者として参加し、多様な芸術文化の鑑賞や体験ができるよう努める。	R3以前～R11以降	217	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館管理運営事業	交流		本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において必要不可欠な施設であり、ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 なお、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。	R3以前～R11以降	41,533	文化スポーツ推進課
(主催)ピアノマラソン大会	交流		ピアノマラソン大会は、公募した演奏者が、スタインウェイピアノで一人一曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。 不二輸送機ホールが開館した翌年度(平成7年度)から実施している事業で、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、当館の特徴的事業である。	R3以前～R11以降	825	文化スポーツ推進課
(主催)少年少女合唱祭	交流		第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。	R3以前～R11以降	359	文化スポーツ推進課
市民文化祭	交流		市民の自発的な芸術文化活動を活性化させるため、日頃の成果発表の機会として市文化協会と共同で継続開催する。(9部門で実施／市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌) 出展数が減少していることから、出品者の創作意欲を維持するため、また展覧会の来場者を増やすための手法として、令和5年度から会場をおのだサンパーク2階大催事場としたほか、著名な作家の作品を会場に展示する特別展を実施した。これらについては、令和6年度以降も引き続き行う。	R3以前～R11以降	351	文化スポーツ推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
民間連携による文化活動の場づくり事業	交流		活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により、多彩な芸術のコラボレーション展覧会を開催することで、会員相互の交流を図るとともに市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供する。	R3以前～R11以降	47	文化スポーツ推進課
文化協会の育成・支援、補助事業	交流		文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。	R3以前～R11以降	1,100	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	交流	3-(2)	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R3以前～R11以降	635	文化スポーツ推進課
不二輸送機ホール開館30周年記念事業	交流		令和6年度に、開館30周年の節目を迎える不二輸送機ホールにおいて、記念事業として著名人による公演を開催する。	R6～R6	2,346	文化スポーツ推進課
市民館管理運営事業(体育ホール)	交流		市民体育(スポーツ)の振興を図り、イベントが開催できる施設としての役割を維持するため、計画的な保守管理・修繕に努める。	R3以前～R11以降	4,577	文化スポーツ推進課
体育施設管理事業	運動交流		体育施設を適切に維持管理し、スポーツ振興、スポーツ交流を活性化する。 体育施設の管理運営については、多様化する市民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。 また、施設の老朽化に係る修繕事業の実施や体育施設備品の購入を行う。	R3以前～R11以降	57,784	文化スポーツ推進課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	交流	3-(2)	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R3以前～R11以降	800	文化スポーツ推進課
パラサイクリング支援の輪拡大事業	運動交流	3-(2)	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自転車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。	R3以前～R11以降	200	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	運動交流	3-(2)	令和6年8月下旬に開幕するパリ・パラリンピックに向けて、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を強力に進めるため、市内での合宿に対する支援、市民との交流事業を実施する。	R3以前～R11以降	1,600	文化スポーツ推進課
中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業	運動		令和4年度にスポーツ庁及び文化庁から提言のあった「休日部の活動における地域移行」について、本市でも中学生年代の文化・スポーツ環境の適切な整備を図るため、国や県の動向を踏まえながら、市教育委員会やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、文化協会等と連携し、本市の実情にあったスキームの構築を図る。	R6～R11以降	150	文化スポーツ推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
競技スポーツ推進事業	運動		市スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催するなどスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。 また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、全国大会出場者等に旅費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	R3以前～ R11以降	5,344	文化スポーツ推進課
生涯スポーツ推進事業	運動		市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツの普及活動、総合型地域スポーツクラブの育成や新規設立支援などを行うなど、地域のスポーツの拠点を整備し、生涯スポーツを振興する。	R3以前～ R11以降	385	文化スポーツ推進課
スポーツ教室開催事業	運動		競技団体やスポーツ推進委員などと連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目、開催数、定員】 ・硬式テニス、前期・後期各10回、20名程度 ・バドミントン、前期・後期各10回、20名程度 ・小学生水泳教室、7月～8月に全10回程度、300名程度	R3以前～ R11以降	1,314	文化スポーツ推進課
スポーツ団体・指導者育成・支援事業	運動		児童がスポーツをする上で重要な役割を持つスポーツ少年団などの指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツを推進する基盤をつくる。	R3以前～ R11以降	1,460	文化スポーツ推進課
高校サッカーフェスティバル運営事業	運動 交流		西日本各地から強豪校を招へいし、競技レベルの向上と県内外からの交流人口の増加を図るため、令和6年度で41回を迎える歴史のある「高校サッカーフェスティバル」を継続開催する。 【開催時期】3月(4日間) 【試合会場】市内サッカー場・運動広場ほか ※市外の会場でも開催	R3以前～ R11以降	2,299	文化スポーツ推進課
市民ふれあいスポーツ大会運営事業	運動 交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ベタンク、アジャタの5競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を継続開催する。	R3以前～ R11以降	380	文化スポーツ推進課
市民マラソン大会運営事業	運動 交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、毎年1月に厚陽地区で市民マラソン大会を継続開催する。 【種目】1.5km親子ペア、3km、5km、10km(男女、学生・一般別に開催)	R3以前～ R11以降	420	文化スポーツ推進課
サッカー交流公園運営業務	運動 交流	3-(2)	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園に指定管理者制度を導入したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R3以前～ R11以降	66,626	文化スポーツ推進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業	交流		持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。将来的には、電子地域ポイントの導入も検討する。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R11以降	500	デジタル推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和6年度事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業	知守 食事 運動 交流		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用に広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R7	43,006	デジタル推進課
ホームページを活用したまちの魅力発信事業	知守 食事 運動 交流		ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的・継続的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。	R2以前～ R10以降	1,568	シティセールス課
広報紙発行事業	知守 食事 運動 交流		市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	R2以前～ R10以降	16,034	シティセールス課
市政情報発信事業	知守 食事 運動 交流		市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。	R2以前～ R10以降	327	シティセールス課
LINE等のSNSを活用したまちの魅力発信事業	知守 食事 運動 交流		本市の公式SNSとして、Facebook(H26年6月～)、YouTube(H31年4月～)、Twitter(令和3年1月～)、Instagram(令和4年8月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい「本市のファン」を増やす。 また、スマートフォンが普及し、日常生活におけるICTの利用割合が増大する中、利便性の高い情報発信ツールの1つとしてLINEアプリを令和4年度に導入した。今後LINEを活用し、更なる行政サービスの質の向上、情報発信の充実を進める。	R2以前～ R10以降	1,848	シティセールス課
出前講座運営事務	知守		市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	R2以前～ R10以降	12	生活安全課